

債権を担保に取るための方法

当社は、取引先のA社に対し、半年後を支払期日とする売掛債権500万円を有していますが、A社は最近経営不振であるとの噂もあり、当社としては不安に感じています。当社がA社に確認したところによれば、A社はB社に対して継続的に物品を販売しており、毎月100万円程度の入金を得ているとのことですので、当社のA社に対する売掛金について、A社からB社に対する売掛金を担保にすることはできないでしょうか。

1 債権を担保に取るための方法

債権も、動産や不動産と同じように担保に取ることは可能です。その場合、債権質（民法362条1項）と、債権譲渡担保の二つが考えられます。

2 債権質

債権質とは、文字通り債権を質にとる方法ですが、動産質のように物を引き渡さなければ設定できないものとは違って、債権者（本件でいえば当社）と債務者（本件でいえばA社）との間の合意だけで成立します。また、債権者は第三債務者（本件でいえばB社）から、被担保債権の額に応じた部分に限り、執行手続きによらずに直接取立てをすることができる（民法366条1項、2項）ので、回収の段階でも手間と時間を節約できます。

すでに発生している個別債権のほか、質権設定契約締結後でないとい具体的に債権の内容が確定しないような将来債権や、発生原因や発生期間、額など一定の基準で範囲が特定されるいくつもの債権の集合体（集合債権）も質権の目的とすることが可能です。

債権質の効力を第三債務者や他の債権者などに主張できる（これを「対抗する」といいます）ようにするためには別途手続きが必要になります。第三債務者に対抗するには、債務者から第三債務者に対して質権設定を通知してもらうか、第三債務者から質権設定の承諾を得る必要があります、第三債務者以外の人に対抗するためには、それらの通知・承諾を確定日付のある証書によってしなければなりません（民法364条、467条1項及び2項）。

なお、後述する債権譲渡担保の対抗要件に関する特則が債権質にも準用されており、民法上の通知・承諾に代えて、登記の方法によることも可能です。

3 債権譲渡担保

もう一つの方法は、債権譲渡担保ですが、明文上の根拠はなく、判例や実務上認められてきた方法です。

債権譲渡担保とは、債務者（本件でいえばA社）が第三債務者（本件でいえばB社）に対して有する売掛債権を、いったん債権者（本件でいえば当社）に譲渡したうえで、債務者が債務不履行に陥るまで債権の取立権限を債務者に留めておくという特約や、債務者が弁済期にきちんと弁済すれば一度譲渡された債権が債務者に受け戻されるという特約を取り交わしておくものです。

債権譲渡担保を実行する場合、債権者は目的債権を第三債務者から直接取り立てることが可能です。また、債権者は目的債権の全額を取り立てることができ、その上で取立額が被担保債権を上回っていれば、清算金を債務者に払えばよいとされています。

債権譲渡担保の目的となる債権としては、債権質と同様、すでに発生している個別的な債権のほか、集合債権も認められています。

集合債権譲渡担保の場合、対象となる債権の内容が明確ではないので、特定のため、誰の、誰に対する、どういう債権かを明らかにする必要があり、最高裁判決平成11年1月29日によれば、「債権譲渡契約にあつては、譲渡の目的とされる債権がその発生原因や譲渡に係る額等をもって特定される必要があることはいうまでもなく、将来の一定期間内に発生し、又は弁済期が到来すべき幾つかの債権を譲渡の目的とする場合には、適宜の方法により右期間の始期と終期を明確にするなどして譲渡の目的とされる債権が特定されるべきである。」とされています。

4 債権譲渡担保の対抗要件

民法上、債権譲渡は当事者の合意だけで有効に成立しますが、その効力を第三債務者に対抗するには、債務者から第三債務者に対して債権が譲渡された旨の通知をしてもらうか、第三債務者からの承諾を得る必要があります。第三債務者以外の人に対抗するためには、それらの通知・承諾を確定日付のある証書によってしなければなりません（民法467条）。債権譲渡担保のために債権譲渡する場合も、同様に対抗要件を備える必要があります。

しかし、第三債務者の数が非常に多数になる場合や、第三債務者が特定できない場合もあり、第三債務者全員から通知・承諾を得ることが容易でない場合があります。また、債務者が、通知によって自身の信用不安を起こすのではないかと考え、合意に躊躇してしま

うということも考えられます。

そこで、以上の問題を解決するための立法的措置として、平成10年に「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特則等に関する法律」が制定されました。なお、平成16年に「動産及び債権譲渡の対抗要件に関する民法の特則等に関する法律」として改正されています（以下では「債権譲渡特例法」といいます）。

債権譲渡特例法の最大の特徴は、債権譲渡を第三者に対抗する手段として、登記を用いることができるということです（4条1項）。登記所に設置されている「債権譲渡登記ファイル」に所定事項を登記すれば、第三者はその登記ファイルの概要を閲覧することによりいつどのような債権が譲渡されたかを確認できるので、第三債務者全員に内容証明郵便などで通知したり承諾を得たりする手間を省くことができます。

さらに、平成16年の改正で、第三債務者が不特定なままの将来債権についても、債権の発生原因や債権発生時の債務者の数を特定することにより譲渡登記が可能になりました。したがって、たとえば将来の賃借人に対する賃料債権、将来の顧客に対するクレジットカード債権なども譲渡担保の対象とすることが可能になります。

また、債権譲渡特例法による場合でも、第三債務者が誰に弁済したらよいか分からなくなる事態を防止する必要は変わりませんので、第三債務者に対しては登記所から発行してもらう登記事項証明書の原本を交付する必要があります（4条2項）。もっとも、第三債務者以外の人に対する対抗要件は登記により備えているのですから、第三債務者への通知は、現実に担保を実行する段階で債権者が自ら行えば足りるので、信用不安を懸念する債務者の要望にも応えることができます。

ただし、債権譲渡特例法は、会社などの法人がする債権譲渡に対象が限定されています（1条）。個人事業主の有する債権が問題となる場面では民法の原則的方法によるしかありません。

5 本件の場合

当社は、債権質もしくは債権譲渡担保の方法によって、A社のB社に対する売掛金を担保に取ることができます。いずれによる場合でも、A社がB社に対する通知を送信することに協力的であれば、第三債務者への通知・承諾という民法上の対抗要件を備えることが可能ですが、第三債務者が多数に上る場合や、債務者が質権設定や債権譲渡の通知による

信用不安を懸念してなかなか通知の発送に応じてくれないような場合には、債権譲渡特例法上の債権譲渡登記や質権登記によって対抗要件を具備する方法があるので、これらを利用することも考えられます。